警察庁「警察行政手続サイト」を利用する場合の注意事項

１　利用対象

（1）　安全運転管理者の選任の届出（新規・交替）
（2）　副安全運転管理者の選任の届出（新規・交替）
（3）　安全運転管理者の解任の届出
（4）　副安全運転管理者の解任の届出
（5）　安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出（改姓など）
（6）　副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出（改姓など）

２　添付書類のデータ化

必要な添付書類は、スキャナー等でデータ化して「ＰＤＦ形式」で送信してください。

スキャナー等がない場合は、警察署の窓口での届出、又は添付書類のみ届出先警察署交通係へ郵送することになります。

３　届出書類のデータ量の制限

送信できるデータ量は「3.5メガバイト」までです。

データ量が3.5メガバイトを超える場合は

- 従来どおり警察署の窓口で届出する

　又は

- データ超過する添付資料を申請先警察署交通係へ郵送する

ことになりますので、よろしくお願いします。

４　届出書類等の訂正

書類の訂正等は届出先警察署から届出者へ連絡します。

届出先警察署への来訪またはメールにより訂正していただきますのでよろしくお願いします。

※　警察行政手続サイトは届出を中継するもののため、届出受理後は届出先警察署において対応します。